

国際評価基準審議会 (IVSC) 金融商品理事会シンガポ ール会合の報告 —IBOR改革のガイダンスペーパーの 方向性と、IVS500段階的改訂への 道筋の決定—

IVSC Financial Instruments
Board メンバー

きたのとしゆき
北野 利幸

1 はじめに

IVSC金融商品理事会 (Financial Instruments Board、以下「FIB」という。)の2回目の会合が、2019年10月7日、8日の2日間、シンガポールにて開催された。今回はIVSC全体の年次総会と並行して開かれ、参加した評価専門職業組織 (VPO: Valuation Professional Organization) やIVSCの会員・スポンサー向けの公開討議のセッションも併せて行われた。

2019年8月にコメント募集が行われた、既存の国際評価基準 (International Valuation Standards、以下「IVS」という。)500「金融商品」の改訂に関する方針市中協議 (agenda consultation)の結果¹を受け、今回の会合では、今後の改訂作業の段取りについて、主に議論された。また、今後の金融商品評価に重要な影響を及ぼす、IBOR廃止問題への対応の具体的な進め方も議論された。

今後、さらなる議論や組織決定を経る必要があるものの、FIBの活動に関する現時点でのおおまかな方向性は、以下のとおりである²。

2 各ワーキンググループの活動状況と理事会への確認事項

FIBの下部組織である各ワーキンググループ (以下「WG」という。)の報告によれば、設立以来、1年間の活動を経て、今後の活動に関する理事会からの方向性の指示が改めて必要となっていることであった。これを受け、ガバナンスWGのリーダーから、作業進捗の報告と、理事会に対する具体的な確認事項が示された。

第1の確認事項は、IVS500の改訂において、基準開発の拠り所となる金融商品の定義は何かを明確化してほしいというものであった。金融商品評価が必要な分野は、財務報告 (公正価値測定や予想信用損失の測定) に限らず、税務、健全性規制対応 (自己資本規制比率計算やストレステスト)、破綻処理、訴訟など多岐にわたり、IVSも最終的にはその用途を限定しない方針である。しかしながら、実際の基準の開発作業に鑑み、暫定的ではあるものの、当面、財務報告で用いられる会計基準における金融商品の定義を前提とすることが決定された³。

第2の確認事項は、IVS500を誰の観点から開発すべきか、どのような価値

基準を目指すべきかという点である。IVSでは、財務報告の目的で使用される公正価値だけでなく、その他の用途における価値基準にも対応すべきと考えており、そのような様々な評価を実施する企業の観点から基準を策定すべきということが暫定的に決定された。

最後に議論されたのは、「相応性 (proportionality) ⁴」の問題である。パブリックコメントでも寄せられていたような、評価主体の規模や複雑さ、あるいは、取引における役割 (セルサイドやバイサイド) によって基準の要求水準を相応に変えるという案は受け入れられなかった。代わりに、金融商品の評価の難易度や不確実性をともに相応性の概念を適用できるかどうかを検討していくことで合意された。

その後、財務報告WGのリーダーから、過去1年の活動を受けた報告があった。本WGが重要性を見出し、これまで議論してきたのは、以下のようなトピックである。

- 価値評価の根拠となる情報 (実際の取引、ブローカークオート、モデル、第3者評価) の特定
- 各根拠情報に基づく価値並びに公正価値ヒエラルキー区分を通して、意図した情報が伝達できるか
- 市場参加者の公正価値に関する考え方と、財務報告に必要な理由
- 金融商品の公正価値評価に関する役割と責任の明確化 (経営者、監査人、評価者/専門家)

説明の後、本WGの今後の作業計画について議論された。IVSが財務報告目的のみでないということもあり、上記のようなトピックは直接的に評価基準に反映される性質のものではないかもしれないが、基準策定において重要であることには変わらず、今後、FIBの展望ペーパーと

しての発展を検討することとなった。

3 IBOR改革へのガイダンスペーパーについて

専門のWGにおいて作業が進められている、IBORの改革⁵に起因する価値評価上の課題に関するガイダンスペーパーの作成について議論された。

あわせて2編のペーパー (正式呼称は未定) の発行を検討しており、そのうち、2020年の早いうちに公開を目指す最初のペーパーでは、イングランド銀行、米国の代替参照レート委員会 (ARRC)、欧州中央銀行など、当局等により公開されている情報を参照しながら、後継レートへの移行の背景をハイレベルで概説することで (例えば、なくなっていくデータ、今後出てくるデータ、商品間の様々な相互関係や評価における理論的枠組みの変化、重大な影響はどこにあるのか、オペレーション上の問題)、2番目のペーパーへの導入とする方針である。

次に公開を目指す2番目のペーパーでは、金融商品の評価に当たって重要となる、より技術的なポイントについて解説する予定である。目的としては、個別の例示や提案を行い、金融機関が原則として行うべきことについて検討することである。具体的なポイントとしてWGで検討されているものとしては、以下がある。

- デリバティブ価格決定に適用する確率的金利モデルへの影響 (ボラティリティ、相関等)
- バックテスト用のバックワードルッキングなヒストリカルデータの構築方法
- フォワードルッキングで観測可能な時系列データの取扱い

また、市場情報ベンダーやモデルの整備などのオペレーション上の要検討事項についても言及される予定である。

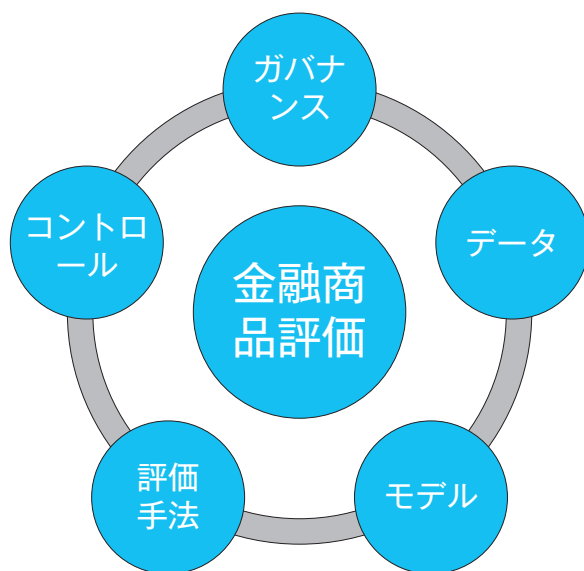
4 方針市中協議に対するパブリックコメント結果の検討と、今後の進め方

2019年8月からコメント募集が開始された、金融商品理事会の基準開発方針に関する市中協議において受け取ったコメントが理事会にて検討された。複数のコメントで、改訂後のIVS500の利用目的の想定を財務報告における公正価値測定にすべきだとされていたことについて議論が行われた。結論としては、このような意見に配慮しながらも、それ以外の価値基準も少なからぬステークホルダーに十分影響を与えていることから、従前の方向性どおり、財務報告目的の評価目線に限らず基準を開発する方針とした。なお、金融商品の定義を明確にすべきだというコメントは多く、理事会ではIVS500の適用範囲を具体的に定める必要性を改めて認識したことから、前述のとおり、会計基準の金融商品の定義を暫定的に用いることとなっている。

新しいIVS500の柱として、ガバナンス、データ、モデル、評価手法、コントロール等の切り口で基準を策定するという提案に対して、全体的なコメントの傾向は、テーマ選択としては問題ないものの、そのようなガイダンスはプリンシパルベースであるべきで、過度に詳細な記述 (prescriptive) であってはならないというものであった。理事会としては、この意見を尊重し進める予定である。一方、評価基準としては、実際の個別問題への対処について、各側面からの「適用ガイダンス」を通じて言及すべきであるという見解や、各国規制の枠組みとのコンフリクトを避けるべきであるという意見もあり、継続して議論される。

市中協議に対するコメントがおおよそ好意的であったことを受けて、当初案どお

図1 改訂版IVS500の全体像



り、IVS500の改訂は、ガバナンス、データ、モデル、評価手法、コントロールの各分野のそれぞれ順に、段階的に行う旨合意された。ガバナンスとデータは評価全体の基礎をなす総論部分であることから、最初にこの2つに取り組み、2020年中には公開草案の完成を目指すこととなった。

段階的な改訂作業は、各分野の相互の依存関係に配慮する必要があるという点では難易度が上がるものの、これによって理事会をはじめとする上位意思決定のボトルネックを回避できることや、総論を議論し方向性を確定したうえで、各論としてのコントロールに関する基準開発に移れるなどのメリットもあると考えられる。ただし、段階的に改訂されるとはいえ、公開草案は内容を累積してコメント募集される、すなわち、公開草案は都度それ以前に発表された分野を含んで(必要ならば再度修正した文言を含んで)行われる予定である。

5 おわりに

議論の最後に、IVSCと評議員会の活

動について、CEOのNick Talbot氏と本会合で勇退となった議長のDavid Tweedie卿からアップデートを受けた。IVSCとして、金融商品に関する評価基準を開発することの重要性は強く認識されており、これまでの進捗は順調と評価されているようである。ただし、今後実際に基準を開発していくに当たり、FIBにテクニカル・スタッフの増員が必要となっており、何らかの目途をつけ配置する計画とされている。

FIBを含む今回のIVSCの年次総会は、シンガポール財務省下にあるシンガポール会計委員会(Singapore Accountancy Commission)がイベントスポンサーとなり開かれたものである。今回、シンガポール金融庁のJustin Lew氏と会談の機会を設け、当地における金融商品評価の問題について議論した。シンガポールはアジアの金融ハブを目指しており、プレゼンスが大きくなってきた外国銀行を含む規制・ガイダンスにおける金融商品評価の取扱いについても思慮深く検討している様子で、最新の問題意識について有意義な意見交換を行うことができた。

以上がFIBのシンガポール会合の概要である。2019年12月でボードメンバーの一員として1年間活動したことになるが、方向性がある程度みえたところで、ステークホルダーとの対話をこまめに持ちながらスピーディーに小さな成果を出し続けていくという進め方は、筆者が過去参加していた国際会議とはやや趣が異なり、現役の業界人による若い組織ならではの印象を受けている。今後は具体的な基準の検討に入り、相応性をどのように実現していくかは特に難しい議論になると予想されるが、日本の市場の実情にも合った基準を開発できるよう、微力ながら尽力する所存である。次の会合は2020年3月初旬に、ブリュッセルで開催される予定である。

<注>

- 1 日本からは日本公認会計士協会から貴重なコメントをいただいた。この場を借りてお礼を申し上げたい。
- 2 本稿は理事の一員としての筆者の個人的な見解であり、IVSC並びにFIBの公式見解を示すものではない。
- 3 後日開かれた理事会の電話会議において、IFRSに特定された。
- 4 同一主体の取り扱う数値間の大小に基づく「重要性(materiality)」と違い、「相応性(proportionality)」は、異なった条件(評価主体や市場など)での評価水準の差を指すものである。
- 5 ロンドン市場におけるLIBOR等の一連の不正事件を受け、これまで参加銀行によって呈示された調達金利の平均値として決まっていたIBORから、翌日物調達金利など、より透明性の高いものへと、指標金利を変更する検討が進められている。LIBORに関しては、2012年以降、参加銀行による金利呈示は当局から強制されなくなる見込みである。